

# 告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年七月四日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	鈴 木 弘
埼玉県監査委員	本 木 茂

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
福祉部	総合リハビリテーションセンター	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の「埼玉県総合リハビリテーションセンター洗濯リネン管理等業務委託」(36,155,700 円)の一般競争入札について、次の点で不適切であった。 1 最低の価格で入札した者の入札額があまりにも低額であったため落札とせず、その者を含め再度入札を実施したこと。 2 不適切な再度入札の結果、落札者がいないことを理由に随意契約により契約の相手方を決定したこと。	監査の結果を職員に周知するとともに、再発防止のため、出納総務課作成の「契約チェックシート」を参考に「入札事務チェックシート」を作成し、担当職員及び決裁ライン職員のチェック機能の強化を図った。 また、入札・契約事務に関する財務研修を実施するとともに、部内の財務研修会へ職員を参加させ、財務事務の適正処理の徹底を図った。
教育局	さきたま史跡の博物館	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「鉄砲山古墳・二子山古墳発掘調査重機械類賃貸借」(945,000 円)について、競争入札とすべきところ、随意契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、役付会議で監査結果を報告し、財務事務の適正な執行について、全職員へ周知・徹底した。 特に、担当職員及び決裁ラインの職員においては、契約事務の執行に当たり、埼玉県財務規則等の関係規程を十分確認するよう徹底した。 なお、関係規程の確認の際は、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員が確認することでチェック機能の強化を図った。

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県土整備	行田県土	平成 25 年 6 月 21 日	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。	1 国(埼玉労働局)と協議を行った結果、管理費免除の取扱い

部	整備事務所	(第 2502 号)	<p>1 県が行うべき排水施設等の修繕を相手方に実施させ、相手方が負担すべきその後 10 年間の管理費を免除することとされていた。</p> <p>2 埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していた。</p>	<p>を見直し、相手方が負担すべき管理費について、平成 26 年度から国に負担させることとした。</p> <p>2 平成 25 年度の行政財産使用許可から、埼玉県財務規則で定める決裁区分により決裁を行った。</p>
総務部	東松山県税事務所	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	<p>平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプ交換工事」(999,600 円)について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約の相手方が特定されることを理由に、空調設備保守点検業務の委託先業者 1 者のみから見積書を徴収し、契約を締結していた。</p> <p>2 特殊な修繕であることを理由に、予定価格調書を作成していなかった。</p>	<p>①所内研修を実施し、契約事務の周知徹底を図った。特に随意契約は例外的な契約であることを認識し、慎重に対応することで所内の意思統一を図った。</p> <p>②事務処理に不明な事項があった場合は、所内での十分な協議や所管部署への確認を徹底することとした。</p> <p>③平成 24 年度以降に行った契約事務の自己検査を行った。</p> <p>④総務事務集約機関であることから、東松山地方庁舎内の他の 3 機関における契約事務等について、総務担当職員を集めて研修を行った。</p>
保健医療部	草加保健所	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	<p>平成 24 年度の結核管理健診・接触者健診の 12 月分委託料の支払いにおいて、請求金額 (5,933 円) から 4 月分、8 月分、10 月分の過払い金額 (合計 60 円、各月 20 円) を差し引いて 5,873 円を支払ったことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、財務規則等関係法令の再確認を行い、適切な財務事務の徹底を図った。</p> <p>また、出納総務課春日部地方庁舎駐在職員による個別訪問指導を受け、財務事務の適正処理の徹底を図った。</p>
県土整備部	越谷県土整備事務所	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	<p>平成 23 年度の「地方特定道路(改築)整備工事(取付道路築造工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果判明後直ちに職場会議を通じて、職員に監査結果及び正しい取り扱いについて周知を図った。</p> <p>また、チェック体制を強化する目的で、総務担当課長の合議を継続している。</p> <p>県土整備部としても、平成 25 年 12 月 11 日付け通知で、部内に正しい取り扱いの周知徹底を行った。</p>

教育局	浦和図書館	平成 25 年 12 月 13 日 (第 2552 号)	平成 24 年度及び平成 25 年度に行った図書館資料複写サービスについて、複写料金及び資料送付のための郵送料を現金書留により現金を受領し収納しているものがあるが、納入者に対し領収書を発行していなかったことは不適切であった。	図書館資料複写サービスにおいて、現金書留により現金を受領した際は、納入者に対し領収書（収納金原符）を発行することを役付会議及び全体会議で全職員に周知徹底した。 なお、監査日以降、平成 25 年度に現金書留を受領した件数は 6 件で、その全てについて納入者に対し領収書（収納金原符）を発行した。
企業局	地域整備事務所	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「地域整備事務所庁舎機械警備業務委託」（219,240 円）について、契約の相手方が特定されるとして、契約中の業務委託先 1 者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。	今回の監査の結果及びその根拠となる財務規程を全職員に周知徹底し、二度と同様の誤りが生じないよう再発防止に努めている。 また、本件委託契約は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの長期継続契約であるため、次回契約にあたっては、複数業者から見積書を徴するよう改める。
企業局	水道整備事務所	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「25 水整第 104 号鳩ヶ谷線試掘調査業務委託」（6,766,200 円）及び「25 水整第 105 号さいたま東部線試掘調査業務委託」（4,515,000 円）について、検査の時期を完成の通知を受けた日から 10 日以内と規定すべきところ、14 日以内としたことは不適切であった。	今回の監査の結果及びその根拠法令を全職員に周知徹底し、二度と同様の誤りが生じないよう再発防止に努めている。 併せて当事務所で用意している試掘調査契約書ひな形の検査時期について、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第 5 条第 1 項に則し、業務完了通知を受けた日から 10 日以内に改めた。
病院局	循環器・呼吸器病センター	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	次の業務委託契約について、予定価格調書を病院長が作成すべきところ、事務局長が作成していたことは不適切であった。 1 平成 24 年度ガンカメラ保守点検業務委託契約 (10,936,800 円) 2 平成 25 年度ガンカメラ保守点検業務委託契約 (10,936,800 円) 3 平成 24 年度手術室・ICU等セントラルモニタリングシ	再発防止のため、財務規程の決裁区分及び委任決裁規程の専決事項について周知徹底するとともに、平成 26 年度分からは、予定価格調書の作成にあたり、確認票を添付して作成者に誤りがないようにチェックすることとした。

			<p>ステムほか保守点検業務委託契約 (85,000,000 円)</p> <p>4 平成 25 年度手術室・I C U等セントラルモニタリングシステムほか保守点検業務委託契約 (85,000,000 円)</p>	
教育局	総合教育センター	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度のコピー用紙について、年間 100 万円を超える購入をしているにも関わらず、単価契約を締結せず、10 万円以下の金額で 21 回に分割して、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、役付会議で監査結果を報告するとともに、埼玉県財務規則等の関係諸規程の再確認と適正な事務処理について周知徹底を図った。</p> <p>なお、コピー用紙の購入については、入札課に物品購入見積依頼を行い、単価契約を締結することで、分割発注の防止を期すこととした。</p>
教育局	朝霞西高等学校	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 25 年度の「県立朝霞西高等学校環境整備業務委託」(13,318,200 円)の一部業務の再委託について、入札参加資格確認申請書への記載をもって再委託の申請に代え、契約締結前に承諾していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p> <p>また、契約事務については、出納総務課作成のチェックシートを活用し、複数の職員で確認することとした。</p>
教育局	春日部工業高等学校	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の生徒用机・いすについて、3 回に分割して、それぞれ 99,855 円 (総額 299,565 円) で同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、全教職員に対して監査結果を周知するとともに、効率的かつ計画的な予算執行について周知徹底を図った。</p> <p>なお、生徒用机・いすについて、平成 25 年度は、学校全体での必要数を把握した上で、電子入札 (オープンカウンタ方式) により購入し、平成 26 年度以降は、財務課で実施している一括購入において、購入することとした。</p>
教育局	芸術総合高等学校	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の「可燃ゴミ及び不燃ゴミ等収集運搬処理業務委託契約」(417,375 円)について、一般廃棄物収集運搬処理契約の一部として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する事項を記載せず、産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わせていたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、契約事務及び産業廃棄物収集運搬業務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成 25 年度の産業廃棄物の収集運搬及び処分については、一般廃棄物収集運搬処理契約とは別に契約を締結し、適正な</p>

				事務処理を行った。
警察本部	秩父警察署	平成 26 年 3 月 4 日 (第 2573 号)	平成 24 年度の「秩父寮受水槽インバーター制御給水ユニット交換修繕」(945,000 円)について、特殊な修繕を理由に 1 者のみの見積書による随意契約としたことは不適切であった。	再発防止のため、関係所属に対し、本件の内容及び財務規則等の関係法令を周知徹底し、今後誤りのないよう指導した。